

スマートPBXサービス オフィス構築サービスに関する利用規約 【現改比較表】 2021年3月1日現在

～2021年3月31日

2021年4月1日～

附 則（平成 29 年 7 月 21 日 V V 第 00218211 号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成 29 年 8 月 1 日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により保守サービス（転送ゲートウェイ装置（i）（12 チャンネルモデルに限ります。）に係るものに限ります。）の提供を受けるオフィス構築契約者については、この改正規定実施の日以降、その保守サービスの提供を開始した日から 5 年間、次表に規定する料金額を適用するものとし、その他の取扱いについては、なお従前のおりとします。

附 則（平成 29 年 7 月 21 日 V V 第 00218211 号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成 29 年 8 月 1 日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により保守サービス（転送ゲートウェイ装置（i）（12 チャンネルモデルに限ります。）に係るものに限ります。）の提供を受けるオフィス構築契約者については、この改正規定実施の日以降、その保守サービスの提供を開始した日から 5 年間、次表に規定する料金額を適用するものとし、その他の取扱いについては、なお従前のおりとします。

第2表 保守サービスに関する料金

2 料金額

機器種別	区分	単位	料金額		
			センドバック	オンサイト	コールドスタンバイ
略					
転送ゲートウェイ装置 (i)	12チャネルモデル	1台ごとに年額	19,200円 (21,120円)	-	19,200円 (21,120円)

3 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

4 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

第2表 保守サービスに関する料金

2 料金額

機器種別	区分	単位	料金額		
			センドバック	オンサイト	コールドスタンバイ
略					
転送ゲートウェイ装置 (i)	12チャネルモデル	1台ごとに年額	19,200円 (21,120円)	-	19,200円 (21,120円)

3 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

4 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

[附 則 \(令和3年2月5日 APS1 サ第 00741302号\)](#)

[\(実施期日\)](#)

[1 この改正規定は、令和3年4月1日から実施します。](#)

[\(経過措置\)](#)

[2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により保守サービス \(転送ゲート](#)

ウェイ装置（i）（12チャンネルモデルに限ります。）に係るものに限ります。以下この項において同じとします。）の提供を受けているオフィス構築サービス契約者については、令和4年3月31日を期限として、VVサ第00218211号（平成29年7月21日）の附則2のうち第2表（保守サービスに関する料金）2（料金額）に規定する料金額を適用するものとし、その契約に係る取扱いについては、なお従前のとおりとします。この場合において、令和3年4月1日以降に保守期間を満了するオフィス構築サービス契約者については、保守サービスの更新はできません。

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。